

島根県水と緑の森づくり税次期対策の骨子（案）

項目	内容	
目 的	水資源のかん養、県土保全や緑の景観等すべての県民が等しく享受している、安全・安心で心豊かな生活に不可欠な水を育む緑豊かな森や緑を保全し、次世代に引き継いでいく	
課 税 方 式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式	
納 税 義 務 者	○ 個人 ・ 毎年1月1日現在で県内に住所がある個人 ・ 毎年1月1日現在県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人 ○ 法人 ・ 県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人等	
税 率	○個人：年 500 円（現行の個人県民税均等割額 年 1,000 円に 500 円を加算） ○法人：均等割額の 5 %相当額（1 千円～4 万円）	
徴 収 方 法	（個人） 個人事業者 普通徴収 給与所得者 特別徴収 雇 用 主 納入 市 町 村 （法人） 法人事業者 申告納付 県 支払	
税 収 規 模	2 1 0 百万円程度	
税 収 使 途	県民参加・生活環境を守る森づくり	・ 人々の生活や営みに近い集落周辺の森林整備 ・ 県民のアイデアと参加による森づくり
	森と木を未来につなぐ取組	・ 高校生等に向けた林業就業講座 ・ しまねの山をつくる種づくり・苗づくり ・ しまねの森と木の魅力を伝える取組
	森づくりの情報発信	・ 水と緑の森づくり会議の開催 ・ 税、事業や森林の持つ公益的機能の普及啓発活動 ・ 県民参加による森づくりへの専門家の派遣
税 収 の 管 理	島根県水と緑の森づくり基金条例に基づく基金に収納相当額を繰り入れ、基金の目的である水と緑の森づくりに支出する	
実 施 期 間	5 年間	